

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

2023年10月からのインボイス（適格請求書）制度導入に向けて、2021年10月からインボイス発行事業者の登録申請が開始されている。

これまで、年間売上が1,000万円以下の業者は、消費税の納税を免除されてきた。しかし、インボイス制度は、消費税を販売価格に転嫁できない零細業者にも課税業者になることを迫っている。

免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、事業者間の取引慣行を壊し、免税点制度を実質的に廃止するものである。

このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ、様々な団体・個人から、制度の廃止や凍結、実施延期を求める声が上がっている。

多くの中小零細事業者は、コロナ禍の影響の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取り掛かることが難しい状況である。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながる。

よって、当市議会は、国に対し、下記事項について強く要望する。

記

消費税インボイス制度の実施を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年3月14日

喜多方市議会議長 渡 部 勇 一

【意見書提出】

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	尾辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
内閣官房長官	松野	博一	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
経済産業大臣	西村	康稔	殿